

月報私学

1
2011
VOL.157

日本私立学校振興・共済事業団広報



毎年、年頭に行われる発表会では、寒さに負けない年長組の元気な“よさこい”が行われます。
写真提供：学校法人 みはる学園 みはる幼稚園（石川県金沢市）

CONTENTS

- 年頭所感 私学振興の志を新たにして 理事長 河田 悌一…………… 2
- 連載③ 魅力あふれる学校づくりを目指して
連携して取り組む質の高い教員養成で魅力づくり…………… 3
- 平成22年度 私立高等学校入学志願動向…………… 4
- 事業団資金で明日を拓く…………… 6
- 特定健康診査のデータの提出期限と特定保健指導の実施…………… 8
- 退職時の手続き① ―保健事業―…………… 9
- 任意継続加入者制度のご案内…………… 10
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには…………… 11
- 平成22年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

年頭

所感



私学振興の志を新たに

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

春夏秋冬という一年がめぐり、新しい年を迎えました。私学関係者の皆様のご発展をお祈りし、心からお慶びを申し上げます。また、旧年中は私学事業団に一方ならぬご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年一月に本事業団理事長に就任してから、はや一年が経ちました。

この一年は、低迷の続く経済状況の下、拡大する国の財政赤字に象徴されるごく大きな閉塞感の漂う年でした。こうした状況に対し、政府は昨年六月、「強い経済」の実現に向けた「新成長戦略」を閣議決定しました。「強い経済」を実現するためには、その原動力となる優れた人材の養成と新たな知識や技術の創出が不可欠であります。そのためには、我が国の学校教育の基盤を支える私立学校の役割が益々重要となっていることは間違いありません。

しかしながら、引き続き少子化や経済の低迷などにより、私立学校を取り巻く環境はさらにその厳しさを増しています。

昨年六月に出された、中央教育審議会大学分科会の「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」では、学校法人に対する私ども事業団の経営相談機能の充実の必要性などが明確に指摘されました。

これを受け、本事業団では、私立大学の理事長・学長等を対象として経営改革や教学改革などについ

ての問題意識を共有し、改革意欲の形成を図ることを目的に、金沢工業大学学園長・総長の黒田壽二先生をはじめとする識者の方々のご支援を得て、「私学リーダーズセミナー」を北は北海道、南は九州まで全国七か所で開催いたしました。

参加者からは、「学校法人の経営構造がよく分かった」「改革の必要性を痛感した」などの高い評価をいただき、当初の予想以上の成果を得ることができたと考えております。

昨年八月の文部科学省独立行政法人評価委員会の平成二十一年度業務実績評価においては、四八項目中、四七のA評価をいただきましたが、情報提供業務と経営相談業務をさらに充実するようにとのご意見も頂戴いたしました。補助事業や貸付事業を含め、助成業務全般について、今後とも一層の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

他方、共済業務においては、昨年十二月に、念願であった加入者証をカード化したほか、本年一月から、私学共済の加入記録を有する皆様に受給年齢に達する際、年金の請求勧奨を行うこととしました。さらに、特定健康診査等では、受診環境の整備や広報誌等による周知を行うなど、加入者サービスの向上に努めてまいりました。

国においては、新たな高齢者医療制度のあり方について、昨年八月に「中間とりまとめ」が行われ、

十二月には最終案が提示されました。また、年金制度改革では、「新たな年金制度の基本的な考え方について（中間まとめ）」が公表されました。今後、これらの社会保障制度施策の動向を注視しつつ、皆様のご意見を参考に適切な対応をしてまいりたいと考えております。

江戸中期、米沢藩の藩政改革を果たした上杉鷹山公（一七五一―一八二二）はこう言っております。

「為せば成る

為さねば成らぬ 何事も

成らぬは人の為さぬなりけり」

困難な状況の中にあつて、ただじつとしていたのでは道は開けません。各学校がそれぞれの建学の精神と教育理念を踏まえながら、教育職員と事務職員とが力を合わせ「教職協働」の旗印のもとに、積極的に改革に取り組んでこそ、その発展と我が国の教育のさらなる向上が図られるものと思います。

本事業団といたしましても、助成、共済の両業務を通じて私学の皆様のご期待にしっかりと応え得るよう、役職員一同、全力で職務を全うしてまいりますので、本年も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

連載 ③

魅力あふれる学校づくりを目指して

連携して取り組む質の高い教員養成で魅力づくり

徳島文理大学 教育研究支援ユニット 副部長 石川好文

徳島文理大学では、明治二十八年の学園創立から百十五年間にわたり、「自立協同」の建学精神に基づき、一人ひとりが自立し、協同して社会に貢献できる人材の育成に取り組んできました。

本学は、九学部二六学科を有する総合大学で、学生の多様な要請に応えられるだけの十分な大きさと広がりを持つと同時に、一人ひとりをきめ細かく見守り育てる教育活動を展開しています。

人間生活学部児童学科を中心とした教員養成の実績は高く、対話を重視したカリキュラムによる人間味あふれる指導者の育成、心理や行動など多方面からの児童研究に基づく教員養成により、多くの人材を教育現場に送り出しています。

1 「教員養成コンソーシアム四国」運営組織

徳島文理大学では、平成二十一年度に採択された文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」において、四国学院大学、高松大学と「教員養成コンソーシアム四国」を形成し、連携して「高い資質と能力を有

した教員の育成と地域への貢献」に取り組んでいます。

具体的な取り組みは、

- (1) 「教職実践演習」の共同開発
- (2) 「教職ポートフォリオ」の活用
- (3) 新学習指導要領の実施に対応した指導プログラムの開発
- (4) 三大学連携による教員免許状更新講習の実施
- (5) 高大連携システムの構築
- (6) 地域の教育力向上を図るための連携プロジェクトの開発

となっています。

これらの事業を推進していくために、推進委員会で年間の連携取り組みの方針について審議し、①教職課程部会、②教育内容改善・充実部会、③教員免許状更新講習部会、④地域連携部会、⑤情報システム部会の五つの運営部会で具体的な取り組みを行っています。

2 連携の意義と取り組みの目的

教育基本法の改正により、小学校では新学習指導要領による新しい教育課程が試行されています。

このような改革の動きに対応して、

教員養成に取り組む教職課程認定大学が連携して「質の高い教員養成のための教育に取り組む」ことは意義のあることです。各大学はそれぞれの大学の特徴を生かしながら、協力体制をとり相互補完を行うことで、より高度で、きめ細かな教育を行うことができます。また、教育委員会や学校等と連携することで「地域への貢献」を果たすことができるのです。

3 具体的な取り組み内容

徳島文理大学では、連携事業を推進する中で、次のような特色ある取り組みを行っています。

(1) 「教職ポートフォリオ」の活用

教員を目指す学生の教職キャリアの向上と主体的で豊かな学びの実現を目的に、「教職ポートフォリオ」を作成して活用しています。

(2) 教育現場と連携した研修の実施

教員を目指す学生と現職の教員が共に学ぶ研修会を実施しています。本年度は、「小学校外国語活動研修会」、「理科教育研修会」、「養護教諭を目指す学生のための研修会」を実施しました。

(3) 「キャラバンコンサート」の実施

音楽学部の学生が、徳島県内の高等学校の吹奏楽部、管弦楽部と合同練習で交流をしながら高大連携を図るとともに、地域の歴史的・文化的な価値を持つ寺院や建物でコンサートを行い、地域の人々との交流を図っています。



徳島県三好市善蔵寺でのキャラバンコンサート

(4) ボランティア活動への参加推進

香川キャンパスで実施している「平賀源内先生こども科学教室」に、教員を目指す学生がボランティアとして参加し、子どもたちをサポートしています。

(5) 学生スタッフの育成と交流

学生スタッフを組織して、連携大学との交流活動の企画・運営や「教員養成コンソーシアム四国」事業の運営のサポート等の活動をとおして、教職キャリアの向上と教職に向けての主体的な学びを推進しています。

◇寄稿者紹介◇

石川好文（いしかわよしふみ）

徳島県公立高等学校、徳島県教育委員会事務局等を経て二〇〇九年より現職に至る。

平成二十二年

私立高等学校入学志願動向

一 はじめに

私学経営情報センターでは、平成二十二年学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。

ここでは、二十一年度と二十二年度の志願倍率（志願者数／入学定員）、入学定員充足率（入学者数／入学定員）などの状況をまとめました。
なお、通信教育と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

二 私立高等学校の概況（表1）

二十二年度の設置学校数一、三二一校（文部科学省学校基本調査より）のうち、集計学校数は一、二六四校で、前年度より九校減少し、入学定員は約四〇万九千人で、前年度より五、四八三人減少しました。

前年度に比べて志願者数、受験者数共に約二万六千人増加し、入学者数は約一万一千人増加しました。

この結果、入学定員充足率は八二・

六九％で、前年度に比べて三・七五ポイント上昇しました。

表1 私立高等学校の概況

区 分	21年度	22年度	増 減
集 計 学 校 数	1,273校	1,264校	△9校
入 学 定 員	414,109人	408,626人	△5,483人 (△1.3%)
志 願 者	1,124,330人	1,150,619人	26,289人 (2.3%)
受 験 者	1,101,694人	1,128,349人	26,655人 (2.4%)
合 格 者	997,008人	1,028,139人	31,131人 (3.1%)
入 学 者	326,889人	337,913人	11,024人 (3.4%)
志 願 倍 率	2.72倍	2.82倍	0.10ポイント
合 格 率	90.50%	91.12%	0.62ポイント
歩 留 率	32.79%	32.87%	0.08ポイント
入学定員充足率	78.94%	82.69%	3.75ポイント

※ 志願倍率（志願者÷入学定員）、合格率（合格者÷受験者）
歩留率（入学者÷合格者）、入学定員充足率（入学者÷入学定員）

○男女校種別の動向（表2）

二十二年において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校、合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっております、この順序は十

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	推薦者数 F	志願倍率 B/A	受験率 C/B	合格率 D/C	歩留率 E/D	推薦割合 F/E	入学定員 充足率 E/A
男子校	13年度	164	59,929	141,082	135,796	114,911	51,851	17,081	2.35	96.25	84.62	45.12	32.94	86.52
	14年度	149	55,653	122,163	118,615	99,593	46,204	15,757	2.20	97.10	83.96	46.39	34.10	83.02
	15年度	146	53,738	117,070	113,206	95,450	43,974	13,934	2.18	96.70	84.32	46.07	31.69	81.83
	16年度	134	49,399	107,848	104,309	85,956	40,632	14,461	2.18	96.72	82.41	47.27	35.59	82.25
	17年度	130	46,821	97,146	94,835	78,524	37,476	14,026	2.07	97.62	82.80	47.73	37.43	80.04
	18年度	122	43,561	88,997	86,357	70,239	34,374	12,377	2.04	97.03	81.34	48.94	36.01	78.91
	19年度	116	41,698	83,284	79,972	68,240	32,761	10,790	2.00	96.02	85.33	48.01	32.94	78.57
	20年度	110	37,938	72,424	70,875	61,389	30,288	10,588	1.91	97.86	86.62	49.34	34.96	79.84
	21年度	112	39,208	74,451	72,749	61,693	30,167	10,451	1.90	97.71	84.80	48.90	34.64	76.94
	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67	84.21	50.33	31.56	80.85
女子校	13年度	383	124,702	236,597	229,202	217,747	89,015	38,395	1.90	96.87	95.00	40.88	43.13	71.38
	14年度	360	114,441	199,492	193,858	182,679	78,996	34,578	1.74	97.18	94.23	43.24	43.77	69.03
	15年度	348	108,617	179,329	175,090	165,819	70,958	30,786	1.65	97.64	94.71	42.79	43.39	65.33
	16年度	334	101,765	163,815	160,059	151,088	67,312	30,476	1.61	97.71	94.40	44.55	45.28	66.14
	17年度	315	94,203	140,692	138,154	130,140	60,307	26,073	1.49	98.20	94.20	46.34	43.23	64.02
	18年度	304	89,460	131,856	129,816	122,064	57,066	24,878	1.47	98.45	94.03	46.75	43.60	63.79
	19年度	305	89,293	132,493	130,497	121,927	58,019	24,178	1.48	98.49	93.43	47.59	41.67	64.98
	20年度	295	83,762	120,121	118,556	110,902	54,397	22,274	1.43	98.70	93.54	49.05	40.95	64.94
	21年度	293	81,048	111,230	110,060	103,038	52,981	22,245	1.37	98.95	93.62	51.42	41.99	65.37
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39	94.88	52.13	41.45	69.10
共学校	13年度	736	271,572	997,465	970,889	849,623	248,632	85,116	3.67	97.34	87.51	29.26	34.23	91.55
	14年度	765	280,035	1,001,597	973,621	859,349	249,551	88,552	3.58	97.21	88.26	29.04	35.48	89.11
	15年度	780	284,073	988,415	965,852	861,712	253,723	87,359	3.48	97.72	89.22	29.44	34.43	89.32
	16年度	801	288,131	991,000	961,756	855,206	255,299	89,814	3.44	97.05	88.92	29.85	35.18	88.61
	17年度	812	289,619	938,268	918,774	830,017	241,271	89,537	3.24	97.92	90.34	29.07	37.11	83.31
	18年度	836	294,245	943,956	925,961	837,378	244,183	92,949	3.21	98.09	90.43	29.16	38.07	82.99
	19年度	845	292,414	934,088	913,727	818,928	244,439	87,142	3.19	97.82	89.63	29.85	35.65	83.59
	20年度	859	296,223	951,669	934,482	847,924	247,659	89,629	3.21	98.19	90.74	29.21	36.19	83.61
	21年度	868	293,853	938,649	918,885	832,277	243,741	85,704	3.19	97.89	90.57	29.29	35.16	82.95
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06	91.22	29.31	35.06	86.57

三年度以降一度も変わっていません。
また、歩留率は女子校、男子校、共学校の順となっています。
集計学校数を十三年度と比較すると、男子校は五四校減少、女子校は九

八校減少したのに対し、共学校は一三三校増加しており、男子校、女子校から共学校化した傾向が読み取れます。

表3 規模別の動向

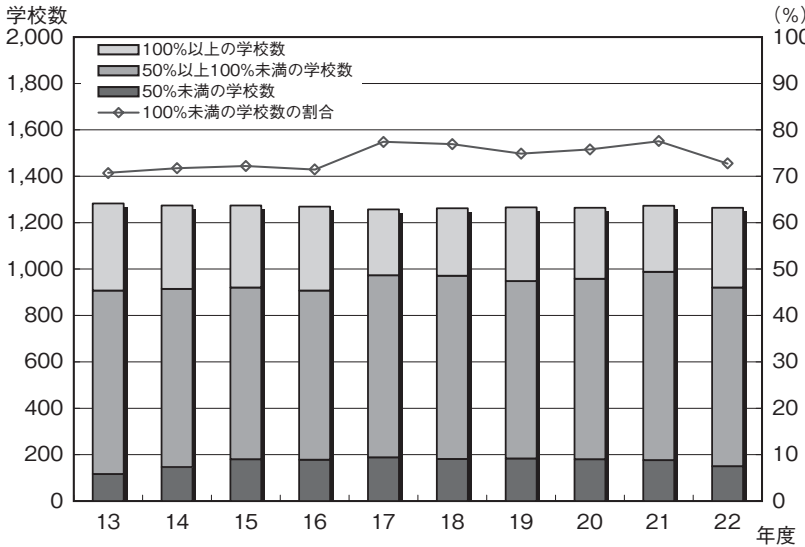
1校当たり 入学定員の区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	21	57	3,679	5,995	5,935	5,500	2,880	1.63	92.67	52.36	78.28
	22	57	3,781	6,266	6,170	5,786	3,056	1.66	93.78	52.82	80.83
100人以上 200人未満	21	190	28,491	57,068	56,010	49,129	23,501	2.00	87.71	47.84	82.49
	22	196	29,480	57,206	56,513	49,918	25,257	1.94	88.33	50.60	85.68
200人以上 300人未満	21	368	88,386	221,244	217,388	198,183	72,107	2.50	91.17	36.38	81.58
	22	358	85,663	218,207	214,362	197,102	73,381	2.55	91.95	37.23	85.66
300人以上 400人未満	21	270	90,998	251,741	245,039	223,126	76,047	2.77	91.06	34.08	83.57
	22	276	92,995	269,380	263,159	239,833	81,822	2.90	91.14	34.12	87.99
400人以上 500人未満	21	208	90,469	257,672	252,716	230,704	70,678	2.85	91.29	30.64	78.12
	22	199	86,365	263,859	259,117	234,965	70,767	3.06	90.68	30.12	81.94
500人以上 600人未満	21	97	51,995	151,595	148,922	131,026	38,435	2.92	87.98	29.33	73.92
	22	98	52,566	156,431	153,689	137,877	40,553	2.98	89.71	29.41	77.15
600人以上 800人未満	21	70	46,011	136,816	133,907	121,182	33,751	2.97	90.50	27.85	73.35
	22	68	44,856	138,415	134,927	125,931	33,808	3.09	93.33	26.85	75.37
800人以上 1000人未満	21	8	6,780	17,016	16,879	14,832	4,746	2.51	87.87	32.00	70.00
	22	8	6,900	19,462	19,274	17,121	5,278	2.82	88.83	30.83	76.49
1000人以上	21	5	7,300	25,183	24,898	23,326	4,744	3.45	93.69	20.34	64.99
	22	4	6,020	21,393	21,138	19,606	3,991	3.55	92.75	20.36	66.30
合 計	21	1,273	414,109	1,124,330	1,101,694	997,008	326,889	2.72	90.50	32.79	78.94
	22	1,264	408,626	1,150,619	1,128,349	1,028,139	337,913	2.82	91.12	32.87	82.69

※全国の高等学校を1校当たり入学定員の数により区分した。

○規模別の動向（表3）
二十二年において志願倍率が最も高いのは、一校当たりの入学定員が一、〇〇〇人以上の学校で、以下、六〇〇人以上八〇〇人未満、四〇〇人以上五〇〇人未満の学校順となつていま

一方、入学定員充足率が最も高いのは、三〇〇人以上四〇〇人未満の学校で、以下、一〇〇人以上二〇〇人未満、二〇〇人以上三〇〇人未満の学校順となつています。
志願倍率の高い学校区分と入学定員充足率の高い学校区分とは必ずしも一致していない事が読み取れます。

図1 最近10年の定員割れ状況



年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
100%以上の学校数	376	360	354	362	284	291	318	306	285	344
50%以上100%未満の学校数	791	768	740	729	785	790	765	778	812	770
50%未満の学校数	116	146	180	178	188	183	180	180	176	150
(100%未満の割合)	70.7%	71.7%	72.2%	71.5%	77.4%	76.9%	74.9%	75.8%	77.6%	72.8%
合 計	1,283	1,274	1,274	1,269	1,257	1,262	1,266	1,264	1,273	1,264

○私立高等学校の定員割れ状況(図1)
十三年度において、入学定員充足率が一〇〇%未満の学校は九〇七校で、全体の七〇・七%の割合でした。しかし、十五歳人口の減少などにより、一〇〇%未満の学校数は増加しており、二十二年では九二〇校で、全体の七二・八%の割合となっています。そのうち、五〇%未満の学校数は、二十二

年度において一五〇校となり、二十一年度に比べて二六校減少し、割合は十三・八%から十一・九%となり一・九ポイント下降しました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎〇三（二三三〇）七八四四～七八四五

Eメール center@shgaku.go.jp

事業団資金で

明日を拓く

エコキャンパスの実現
自然との共生とフレキシビリティ



学校法人 獨協学園

対象校・獨協大学(埼玉県草加市)
対象事業・校舎新築(地上五階建)

東武伊勢崎線松原団地駅から徒歩
五分のキャンパス東門へ。春を待つ
桜並木のプロムナードに導かれ、
広々としたグラウンドに臨む獨協大
学新校舎を訪れました。

外国語教育と国際交流の伝統と歴史

獨協大学は一八八三(明治十六)年、
文明開化によって日本の国際化が本格
的に動き出した年、ドイツ語とドイツ
文化の学習を通して国際人を育成する
という理念のもと、「獨逸学協会学校」
の創設からスタートしました。その
後、学園創立八十周年を迎えた一九六
四(昭和三十九)年、天野貞祐博士を
初代学長に迎え、獨協大学が設立され
ました。

「大学は学問を通じての人間形成の

場である」を建学の理念とし、ドイツ
教養主義精神を原点に、ゼミナールを
中心とした少人数制によって、教員と
学生が一体となった教育の場を重視し
ています。外国語教育と国際交流の伝
統と歴史は、百二十年以上の時を経た
現在においても着実に受け継がれてい
ます。

「獨協大学キャンパス再編計画」 第二期の中心プロジェクト

新たに建築された「東棟」(新教室
棟)は、「施設整備委員会」及び「新
教室棟検討部会」で数多くの検討を重
ね、また、プレゼンテーションやその
直後の投票により、設計事務所と施工
業者を選考し、建設が進められまし
た。

「みんなで決めて、みんなでつくる」
という姿勢で進めていく建設計画策定
の一環として、各教室の設備について
も前述の委員会を通じて、利用する立
場から計画が進められました。

このような人みな作業を経て、一九
六四年にできた第二棟を解体した跡地
に、新しい教室棟である「東棟」が竣
工しました。

象徴的な外観を持つ新しい大学の顔

新しい知の拠点となる東棟は、二つ

の棟をガラス張りのブリッジでつな
ぎ、左右対称で調和のとれた落ち着いた
外観となっています。東門近くの獨
協さくら橋からも「新しい大学の顔」
として、そのシンボリックな存在が望
めます。中央には幅広の大きな石階段
があり、グラウンド競技の観戦や記念
撮影の場にも利用されています。



「新しい大学の顔」東棟

次世代型教育施設のモデル 「エコキャンパス」

その歴史を踏まえ、東棟は「エコ」

というキーワードで建設計画を進めま
した。屋上に設置された太陽光発電パ
ネルや発電機能を備えた空調機等の相
乗効果により、ピーク電力を抑制して
います。



屋上に設置された太陽光パネル

「エコ」への取り組みは、単なる技
術・ハードのみの整備だけではありま
せん。キャンパス内は緑が多く、この
環境と共生しつつ、自然の恵みを現代
生活に活かす努力がなされています。
窓から入る風と空気の温度差を利用し
た自然換気や、豊富な地下水を利用し
たエントランスホールの放射床冷暖房
装置など、自然との共生・自然からの
恩恵を、日々の生活の中で実感できる
というエコ意識の醸成にもつながる取
り組みです。

三階の教室に囲まれた屋上庭園は、里山を模した作りとなっており、中央は野菜などを栽培する畑、周辺は二〇種類以上の上る植物を植えて緑化を図っています。ここは、学生の体験学習の場としても機能しています。



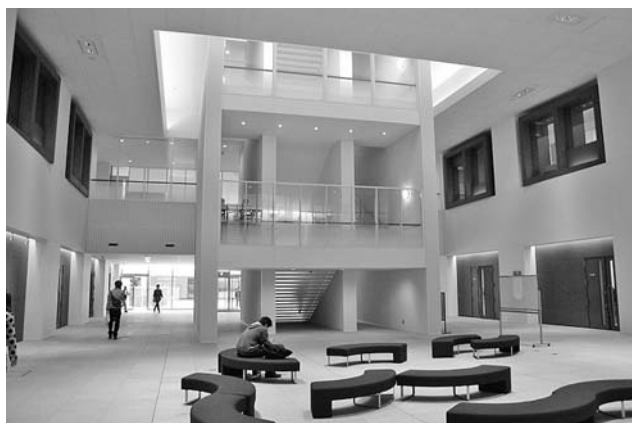
教室に囲まれた屋上庭園

環境や省エネ性能にも優れた次世代型教育施設のモデルともいえる東棟を中心とする「省CO2エコキャンパス・プロジェクト」は、国土交通省「平成二十一年度住宅・建築物省CO2推進モデル事業」に採択されました。今までに採択されたプロジェクトは、大部分が大規模開発プロジェクトや企業が主体となつて計画されたものですが、大学独自のものは獨協大学が初めてという快挙です。

フレキシブルな集いと交流の空間

東棟は、四つの大教室、四つの特殊教室、一六のPC教室を含め、大小合わせて六五教室を配置しています。

広々としたロビーは、吹き抜けから差し込む光で明るく、多目的な大空間として学生にゆとりとくつろぎの場を提供しています。各階とも将来の可変性を考慮し、中央部の柱のない一八メートルスパンを採用しました。



ゆとりとくつろぎの多目的ロビー

教務課やヘルプデスクなど、学生とのコミュニケーションを円滑にする学習支援機能も強化しています。各階のラウンジは、授業の合間の集

いの場として、開放感溢れるすっきりとしたスペースとなっています。特に五階展望ラウンジからの眺望はすばらしく、効果的なリフレッシュの場を学生に提供しています。



開放感溢れる展望ラウンジ

二階にあるキャレルブースは、環境に配慮し、埼玉県産間伐材を利用した造作家具を使用しています。ブースごとに作りが異なっており、ユニークな交流の場となっています。広々とした大空間の中に、お洒落なこぢんまりとした小空間を設けることで、成長する学生の自由で伸びやかな行動を支えています。



間伐材を使用したユニークなキャレルブース

東棟建設にあたっては、老朽校舎等改築事業への利息負担軽減（私立学校施設高度化推進事業費補助）の対象となるということで、私学事業団融資をご利用いただいたとのことです。

新たな時代を切り開く先端的な建設事業により、この場で日々学ぶ学生の明るい未来を感じました。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎〇三（三三三〇）七八六二―七八七一

Eメール yushi@shigaku.go.jp

特定健康診査のデータの提出期限と 特定保健指導の実施

— 定期健康診断終了後は、速やかにご提供ください —

平成二十二年度 特定健診結果の提出期限

学校法人等から提出していただく加入者にかかる特定健診結果データの提出期限は、毎年度九月三十日としていきます。

ただし、定期健康診断の実施が十月以降となる場合は一月三十一日、二月以降に実施する場合は五月三十一日と、段階的に提出期限を定めていますので、期限までに提出していただくようお願いいたします（提出期限にかかわらず、定期健康診断終了後は、速やかにご提出ください）。

提出された定期健康診断の結果データから特定保健指導が必要と判定された方については、「特定保健指導利用券」を発行します。

なお、最終期限である五月三十一日を過ぎて提出があった場合は、当該年度の結果通知（情報提供冊子を含む）や「特定保健指導利用券」をお送りできませんのでご了承ください。

※事業主（学校法人等）からの特定健康診査に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条に基づくものです。

特定保健指導利用券の 有効期限

特定保健指導利用券に記載されている有効期限を確認し、期限内に初回面談を受けていただくよう対象の方への勧奨をお願いします。

また、特定保健指導利用中に、退職などにより加入者資格を喪失した場合は、有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります（任意継続加入者になる方は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も、保健指導の継続を希望される場合は、資格喪失後に発生した保健指導費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

特定保健指導を受診しやすい 環境づくりにご協力ください

特定保健指導機関の多くは、休日に利用することができないため、対象者は平日に保健指導を受診する必要がありますことや、保健師・管理栄養士などの人数不足から、保健指導機関の体制が整っていないことなどにより、対象者が保健指導を利用することが難しい状況にあります。

教職員の健康管理の一環として、対象者への受診勧奨及び、就業時間中に特定保健指導を受けることができるようにするなど、特定保健指導を受診しやすい環境づくりにご協力をお願いします。

また、私学事業団では、保健指導対象者の利便をはかるため、保健指導機関が学校等へ、訪問する形で利用できる学校訪問型の保健指導を実施しています。

希望される学校法人等は、次の保健指導機関に直接連絡してください。

また、詳細は私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp>）でもご確認ください。

①（株）全国訪問健康指導協会

全国各地にスタッフを配置しています。平成二十二年度は、保健指導の対象人数が二〇名程度の学校法人等に訪問し、個別の保健指導を実施します。

【問い合わせ先】

☎〇三（五二〇九）八五五三
担当 中前・大川・吉井

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前十時～十二時、午後二時～五時

②ヘルスケア・コミッティー（株）

平成二十二年度は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県等の学校法人等の中から、保健指導の対象人数が二〇名程度の学校法人等に訪問し、個別の保健指導を実施します。

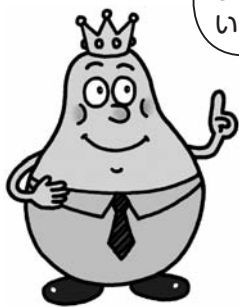
【問い合わせ先】

☎〇三（三八一五）五〇〇六
担当 菊地・棚原

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前九時～午後六時

健診結果データは、できるだけ電子データで作成するよう、ご協力をお願いします。



退職時の手続き①

— 保健事業 —

積立貯金の解約

三月二十二日の送金を希望するとき
は、二月二十五日（必着）までに、学
校法人等を経て「積立貯金解約請求書」
を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息は
つきませんので、必ず解約の手続きを
してください。預り金の払い戻し請求
の消滅時効は十年です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月二十五日（必着）
までに、学校法人等を経て「積立共済
年金脱退申出書」と「積立共済年金給
付金請求書」を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出が
ない場合は、後日、本人あてに未提出
である旨を通知します。

※任意継続加入者になる場合は、継続
して加入できます。

▼ 給付コースの選択

年齢や加入期間などの条件（受給資
格）を満たした人が退職したときに

は、年金・一時金・終身保険・医療保
険の各コースから選択することができ
ます。

ただし、年金受給資格を満たしてい
ない場合は、脱退一時金となります。

【五月から年金で受け取るとき】

- ① 二月二十五日までに脱退申出
書と給付金請求書を提出
（退職（脱退）時一時払いをす
る場合は一月二十五日までが申
し出の締め切りです）
- ② 三月分の掛金を振り替え後、
選択したコースの給付を五月か
ら開始

【一時金で受け取るとき】

- ① 二月二十五日までに脱退申出
書と給付金請求書を提出
- ② 三月分の掛金を振り替え後、
三月下旬に積立金残高を脱退一
時金として加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合、
十年を限度として年単位で受給権の取
得を繰り延べることもできます。

※給付金請求の際、年金を選択したと
き又は脱退一時金の給付額が三百万
円を超えるときは印鑑証明書が必要
です。

共済定期保険の脱退

三月二十二日に保険料を口座振替し

た人が三月末に退職した場合で、四月
から九月まで（保険料納付済期間）の
保障を希望しないときは、三月末まで
に「退職脱退申出書」を学校法人等を通
じて提出してください。納付済みの保
険料は六月中に加入者の口座へ返金し
ます。

なお、脱退の手続きを行わなかった
ときは、資格喪失後も九月までの期間
に限り保障の対象とし、保険料は返金
しません。

※任意継続加入者になる場合は、継続
して加入できます。

また、二年以上加入されている人は、
引き続き「退職後保障プラン」に加入
できますので、共済定期保険フリーダ
イヤルにお問い合わせください。

☎〇二〇（七七一）二六七
（午前九時～午後五時十五分）

● 給付請求の時効

積立共済年金・共済定期保険の給付
請求の時効は三年です。

（財）教職員生涯福祉財団の
アイリスプラン

退職するときの詳しい手続きについ
ては、専用のフリーダイヤルにお問い
合わせください。

☎〇二〇（八四四）〇三二
（午前九時～午後五時十五分）

年会費無料 直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズ
カード受付中!

- 3ブランドから選べる   
- 海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付
- 空港ラウンジ利用可能
- ETCスルーカード同時申し込み可能 

私学メンバーズJCBカードご入会キャンペーン

期間: 2011年1月4日～3月31日

「東京ディズニーリゾート®
パークチケット」2枚を
抽選で2人に1人の割合で
プレゼント!

※私学メンバーズJCBカードご入会後3ヵ月以内に10万円までご利用の方が対象となります。
※私学メンバーズVISA・Masterカード新規ご入会の方は、対象となりませんのでご注意ください。
詳細についてはホームページをご覧ください。

お申し込み対象

■ 本会員: 年金者、加入者（任意継続加入者を含む） ■ 家族会員: 年金者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

リソナカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

フリーダイヤル

0120-559-197

（9:00～17:00
土・日・祝日を除く）

※電話番号を間違え
ないようにお願い
します。

任意継続加入者制度のご案内

退職の日まで引き続き一年と一日以上〔注1〕の加入者期間があり、かつ七十五歳未満の人は、原則二年を限度〔注2〕として任意継続加入者となることができます。任意継続加入者になると、健康保険である短期給付（休業給付を除く）と福祉事業（貸付け・貯金等を除く）を利用することができます。なお、年金となる長期給付は継続できません。

1 任意継続加入者になるとき

●退職の日から二十日以内に「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を学校法人等を経由して提出してください。

●本人として加入している健康保険が優先されるため、申し出後に健康保険等の被扶養者又は国民健康保険の被保険者になることによる任意継続の取り下げはできません。

●任意継続にかかる事務処理が終わりましたら、加入者あてに「任意継続加入者証」、「任意継続加入者被扶養者証」（被扶養者がいる人のみ）、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します（在職中に使用していた「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「高齢受給者証」（七十歳以上の人）は必ず返納してください）。

2 任意継続加入者の掛金

●任意継続加入者は、短期掛金（四十歳以上六十五歳未満は介護掛金を含む）を全額自己負担することになります。

●納付方法は毎月納付のほか、半期ごと（四月から九月分・十月から翌年の三月分）や年度末まで（四月から翌年三月分）の一括納付があり、一括納付の場合は一定の割引が受けられます（前納割引制度）。

●掛金は、納付通知書により必ず納付期限までに払い込んでください（口座からの引き落としは行っていません）。

※納付期限までに払い込みのない場合は任意継続加入者資格を喪失します。また、全く納付のない場合は資格取り消しとなりますので、ご注意ください。

3 任意継続加入者でなくなるとき

●任意継続加入者の期間（二年）が満了するとき

●私学事業団で自動的に資格喪失処理を行い、「資格証明書」を「任意継続加入期間満了のお知らせ」と一緒に満了日の十日前までに送付します。この証明書は、国民健康保険等に加入する際に使用してください。

●満了前にやめるとき

●「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出してください。国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合も含む）に加入する場合や、他の健康保険の被扶養者となるときは切り替えたい月の前月中に、また健康保険のある職場に再就職したときは新しい保険証の写しと一緒に、資格喪失申出書を提出してください。

●任意継続加入者の資格取得月と同月内に就職したことにより、他の健康保険に加入した場合や七十五歳に達した場合は、その月の任意継続掛金は納付することになっています。

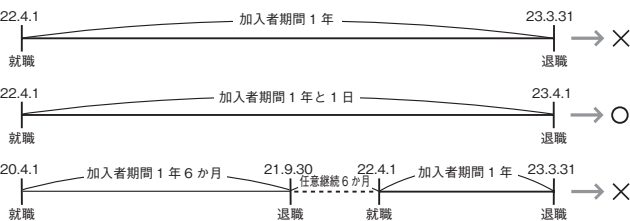
●加入にあたり任意継続と国民健康保険を比較する場合、掛金（保険料）及び給付内容の比較をする必要がありますが、国民健康保険については平成二十二年四月より離職の理由によつては保険料が軽減されます（倒産・解雇・雇い止め等）。

●任意継続加入者の資格を喪失したときは、必ず本事業団へ「任意継続加入者証」、「任意継続加入者被扶養者証」及び「高齢受給者証」（七十歳以上の人）を返納してください。



「しおり」は必ずお読みください。

〔注1〕



「引き続き1年と1日以上」の期間には、過去の任意継続加入者期間は含まれません。

〔注2〕

任意継続加入者期間中に75歳に達した人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となることから、75歳の誕生日の前日までが任意継続加入者期間となります。

職務上・通勤途上の傷病や 交通事故等で受診するには

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしう事例が多く見受けられます。加入者証等が使用できない場合や使用するにあたり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

職務上や通勤途上の傷病は労働者災害補償保険（労災保険）の適用になります。

●**仕事中にケガをしたり、通勤途上で事故にあった等で医療機関で治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。**被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

●労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず誤って加入者証等を使用してしまうと自己負担が発生するため加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっているため、加入者等にとって有利です。

労災に該当するかどうかわからない場合には労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときにはさかのぼって私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

本事業団に届け出が必要な場合

●職務上や通勤途上の事故等でなければ、原則として加入者証等を使用して治療を受けることができます。ただし、交通事故等によるケガで受診した際には、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係まで連絡してください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加入者等からは、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくことになります。

●**加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合**

このようなときにも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかは、本事業団で判断します。

●**警察への届け出は「人身事故」扱い**で保険診療を受けるためには、必ず事故の届け出をしてください。

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物損事故」がありますが、「物損事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」で届け出てください。

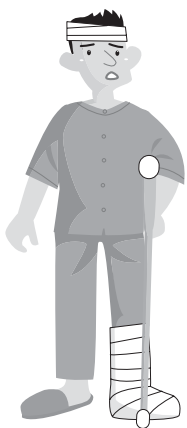
●示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第六九五条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記していただくようにお願いします。

●このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなることがありますので、必ず報告してください。

- ・加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中の車に対する追突事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・スキー滑走中の衝突事故
- ・他人の飼犬に咬まれた等のケガ
- ・喧嘩や暴行によるケガ



2月14日（月）～3月10日（木）全国各地で開催

(東京・横浜は13ページの「連絡会を2回以上開催する開催地」参照)

注) 東京の2月14日、16日は開催時間が午前9時30分～12時となりますので、ご注意ください。

開催地	会場及び所在地	開催日
東京	文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」	2/14(月) ^{注)}
		2/16(水) ^{注)}
		2/18(金)
横浜	横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館 講堂	2/16(水)
		2/17(木)
厚木	厚木市水引1-11-13 神奈川県厚木合同庁舎 分庁舎 (県央教育事務所) 1階講堂	2/18(金)
新潟	新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 3階「ばたん」	3/ 2(水)
長岡	長岡市長倉町458番地7 長岡市サンライフ長岡 大会議室	3/ 3(木)
富山	富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室	2/24(木)
金沢	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター 本館第6研修室	2/23(水)
福井	福井市宝永3丁目1-1 福井県国際交流会館 第3会議室	2/22(火)
甲府	甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室	3/ 8(火)
長野	長野市中御所岡田131-4 ホテル信濃路 「飯縄」	3/ 9(水)
松本	松本市中央1-23-1 松本商工会館 第3会議室	3/10(木)
岐阜	岐阜市六条南2-11-1 岐阜産業会館 第一会議室	3/ 9(水)
静岡	静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室	3/ 3(木)
浜松	浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館 23会議室	3/ 2(水)
沼津	沼津市三枚橋9-1 沼津市立図書館 第3講座室	3/ 4(金)
名古屋	名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」	3/ 8(火)
津	津市一身上田上津部田1234 男女共同参画センター「フレんてみえ」 セミナー室C	3/10(木)
大津	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階203号室	2/23(水)
京都	京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス 「葵」	2/24(木)
大阪	大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 「桐楓松」	3/ 9(水)
神戸	神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館 4階ホール	2/24(木)
奈良	奈良市法蓮町757-2 春日野荘 (公立学校共済組合奈良宿泊所)	2/22(火)
和歌山	和歌山市小松原通り1-1 和歌山県民文化会館 5階大会議室	3/10(木)

開催地	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ 2階第一研修室	3/ 8(火)
松江	松江市朝日町478-18 松江テルサ 4階中会議室	3/ 9(水)
益田	益田市あけぼの東町2-1 マスダセントラルホテル	3/10(木)
岡山	岡山市北区下石井2-6-41 ビュアリティまきび (公立学校共済組合岡山宿泊所)	2/24(木)
広島	広島市東区光町1-15 広島ガーデンパレス 「錦」	2/22(火)
福山	福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室	2/23(水)
山口	山口市湯田温泉3-1-1 翠山荘 (地方職員共済組合湯田保養所)	2/22(火)
周南	周南市築港町8-33 ホテルサンルート徳山	2/23(水)
徳島	徳島市山城町東浜傍1 アスティとくしま内 徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」 研修室1	3/ 2(水)
高松	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階第1中会議室	3/ 3(木)
松山	松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室	3/10(木)
高知	高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階大ホール「桜」	3/ 8(火)
福岡	福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス 「ガーデンホール」	3/ 1(火)
久留米	久留米市東町272-4 久留米学園高等学校	3/ 2(水)
北九州	北九州市小倉北区大門1-5-1 西日本工業大学 小倉キャンパス大学院・地域連携センター401教室	3/ 3(木)
佐賀	佐賀市天神2-1-36 グランデはがくれ ハーモニーホールB	2/24(木)
長崎	長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター 3階講座室	2/22(火)
佐世保	佐世保市湊町6-10 佐世保商工会議所 会議室B	2/23(水)
熊本	熊本市手取本町8-9 くまもと県民交流館パレア 9階会議室1	3/ 3(木)
大分	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 大会議室	3/10(木)
宮崎	宮崎市霧島1-1-1 JA・AZMホール 302研修室	3/ 8(火)
鹿児島	鹿児島市与次郎2-8-8 マリパレスかごしま 3階マリンホール	3/ 2(水)
那覇	那覇市松尾1-6-1 共済会館八汐荘	3/ 2(水)
宮古	宮古島市平良字下里156-1 みつば幼稚園	3/ 3(木)

平成22年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

●開催内容

- 1. 平成23年度の掛金率
- 2. 高齢者のための新たな医療制度等
- 3. 社会保障協定
- 4. 各業務からのお知らせ
 - (1)資格関係
 - ①資格取得・資格喪失報告書の事前受付
 - ②加入者証等の返納
 - ③様式用紙の変更
 - ④標準給与の変更(即時改定)の取扱いの一部変更
 - (2)長期給付関係
 - 退職共済年金請求書の事前送付
 - (3)保健関係
 - ①特定健康診査・特定保健指導
 - ②3月末退職に伴う手続き(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)
 - ③任意継続加入者となった場合(共済定期保険、積立共済年金、アイリスプラン)
 - (4)貸付関係
 - ①貸付アンケートの結果報告
 - ②3月末退職に伴う貸付金の償還
 - (5)施設関係
 - 私学メンバーズカードのご案内
 - (6)広報関係
 - ①広報誌の原稿募集
 - ②広報刊行物の配付

●開催時間

午後1時30分～4時
(注) 東京会場の2月14日(月)及び16日(水)は、午前9時30分～12時

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえ出席してください。

●連絡会を2回以上開催する開催地

開催地	開催日	対象学種
東京	2/14(月) *午前9時30分～12時	大学、短期大学、高専、専修学校
	2/16(水) *午前9時30分～12時	高等学校、中学校、小学校
	2/18(金)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	2/16(水)	幼稚園を除く全学種
	2/17(木)	幼稚園

対象学種の日に出席できない場合は、他の学種の日に出席してください。

●会場・開催日一覧

開催地	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス 2階「丹頂・白鳥(1)」	2/22(火)
函館	函館市若松町7-15 函館商工会議所 函館経済センター 第2会議室	2/24(木)
旭川	旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所 道北経済センター 6階研修室	3/ 2(水)
北見	北見市北5条西3丁目14-1 北見グリーンホテル 「ミントホール」	3/ 3(木)
帯広	帯広市西3条南9丁目1 帯広商工会議所 帯広経済センター 中会議室	3/ 9(水)
釧路	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター 学習室601	3/10(木)
青森	青森市中央1-11-18 ラ・プラス青い森 2階「カメラア」	2/23(水)
八戸	八戸市長根1-2-8 三八教育会館 大ホールB	2/24(木)
盛岡	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス 18階183・184会議室	2/24(木)
一関	一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階フロア	2/23(水)
仙台	仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」	2/22(火)
秋田	秋田市山王5-9-6 ふさみ会館 3階「鳳凰の間」	2/22(火)
山形	山形市松波4-6-11 私学会館	2/24(木)
酒田	酒田市浜田1-3-47 天真学園高等学校	2/23(水)
福島	福島市上町4-25 福島テルサ 研修室「しのぶ」	3/10(木)
郡山	郡山市熱海町熱海2丁目148番地の2 郡山ユラックス熱海 第4小会議室	3/ 9(水)
いわき	いわき市平字田町120番地 いわき産業創造館 セミナー室A・B	3/ 8(火)
水戸	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館 201会議室	2/17(木)
宇都宮	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 403会議室	2/18(金)
前橋	前橋市野中町361-2 群馬県勤労福祉センター	3/ 4(金)
さいたま	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所 2階第2ホール	2/15(火)
川越	川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎 大会議室	2/16(水)
千葉	千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館 第1・2会議室	2/15(火)
柏	柏市東上町7-18 柏商工会議所 401・402会議室	2/18(金)

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際は、学校番号、加入者番号を
 お手元にご用意ください。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

平成22年に住宅貸付を借り受けた人や、22年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等あてに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※ 21年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、昨年10月19日に学校法人等あてに発送しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等あてに送付します。

2 任意継続加入者

平成22年分任意継続掛金の納付が確認された人には、「平成22年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付しましたが、10月の納付証明書発行日以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。

3 年金受給者

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩退年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

なお、在職中などで22年中に年金の支払いがなかった人へは送付しません。

「資格取得報告書」提出時に、基礎年金番号通知書の写しを添付してください

私学事業団では、将来の基礎年金給付のため、加入者の資格取得情報を日本年金機構へ提供しています。「資格取得報告書」を本事業団へ提出する際には、**基礎年金番号を十分確認していただくとともに「資格取得報告書」には、「基礎年金番号通知書の写し」(基礎年金番号が確認できる書類の写しでも可)を添付してください。**

初めて公的年金制度に加入する人(20歳未満の人や外国籍の人等)は基礎年金番号を持っていないため添付は不要です。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」**により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」**により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減につながりますのでご協力をお願いします。

年金者向広報「共済だより」を年金者あてに1月中旬に送付します。学校法人等あてには事務担当者用として1部を加入者向広報「レター」1月号に同封して1月中旬に送付します。

1月の共済業務スケジュール

4日(火)	掛金 11月調定分納期限 貸付 送金
6日(木)	貸付 12月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(金)	掛金 12月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金 12月調定分納期限 貸付 2月22日送金申し込み締め切り

2月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 1月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「月報私学」特集記事

「魅力あふれる学校づくりを目指して」
の記事募集

私学事業団では、特集記事を募集しています。

現在、「魅力あふれる学校づくりを目指して」として、
教学面や経営面について、学校で取り組んでいる様々
な改革事例を連載中ですが、今後さらに右記のテーマ
に沿って広くご紹介していく予定です。

投稿申込書は、本事業団ホームページの「刊行物」
コーナー (http://www.shigaku.go.jp/g_kanko.htm) を
ご利用ください。ご応募いただいた記事要旨は、検討
のうえ、改めて執筆の依頼をさせていただきます。

投稿してくださる方、又は、執筆者をご紹介してく
ださる方をお待ちしています。

〒102-8145

千代田区富士見 1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

テーマ

高等教育及び初等中等教育編

- ①地域に根ざした取り組み
- ②大学・大学院教育の質向上への取り組み
- ③他大学（校）との連携
- ④効果的なFD・SDへの取り組み
- ⑤情報公開への取り組み
- ⑥財政改革・財政運営
- ⑦理事長・学（校）長のリーダーシップについて
- ⑧世界を舞台に活躍する人材養成への取り組み
など

専門教育及び幼児教育編

- ①職業教育への取り組み
- ②情操教育への取り組み
- ③幼保一元化への取り組み など

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、
大学、短期大学法人等の規程集、自己点検・評価報告書、
学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関
係者の閲覧利用に供しています。

規程集は、調べたい規程を名称により検索することも
可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜ
ひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7842・7843 (今日の私学財政担当)

☎03 (3230) 7848・7849 (私学情報資料室担当)

Eメール center@shigaku.go.jp

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、
人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談を
電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用
ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7837 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

北海道の歴史と歩んできた「赤レンガ」

明治21年（1888年）に完成した北海道庁旧本庁舎は、新庁舎が完成するまでの80年間にわたり、北海道の中枢としての役割を果たしました。「赤レンガ」の愛称で親しまれている煉瓦造りの建物は、現在では北海道立文書館として一般に公開されています。

札幌に来られた際は、「赤レンガ」の南向かいの札幌ガーデンパレスをぜひご利用ください。



北海道庁旧本庁舎

私学メンバーズカード 会員限定プラン

1泊朝食 シングル 1名様 **5,900円**
 ツイン 2名様 **10,800円**

- デラックスルームを使用
 - 入浴剤プレゼント
 - ミネラルウォーター1名様1本プレゼント
 - 24時間ステイ（12時～翌12時）
- ※私学メンバーズカードでのお支払いに限りです。

3月末日

夫婦100(ハンドレッド)プラン

1泊2食 2名様 **18,000円**

- デラックスツインルームを使用
 - 夕食は館内4店舗（洋食「スピカ」・中華「四川飯店」・和食「姥天庵」・郷土料理「ゆきぐに」）からお選びいただけます。
- ※年齢の合計が100歳以上のご夫婦のためのプランです。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌ガーデンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311
 (JR「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分)
<http://www.hotelgp-sapporo.com>

融資事業のご案内

平成23年度融資のご相談お待ちしております！

私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度 計画額	融資金利（平成23年1月1日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	47,700	1.8	1.1
	②校地等買収、造成事業			
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業			
	④次世代型学校施設の整備事業			
	⑤温暖化対策のための整備事業			
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業			
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	40,100	1.9	1.2
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.5	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.1	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.5	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器 備品・装置、車両等の購入		1.1	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.8	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金			
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金		0.7	5年6か月以内 （うち据置6か月）

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
（私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

みはる幼稚園

本園は、石川県金沢駅西部に位置する新県庁舎近くの新興住宅地にあります。加賀百万石城下町として兼六園などで知られている観光都市ですが、まだまだ自然がいっぱい残っている中で、「環境が子供を育てる」をモットーに幼児教育を目指しています。